

✚ 貨物概要

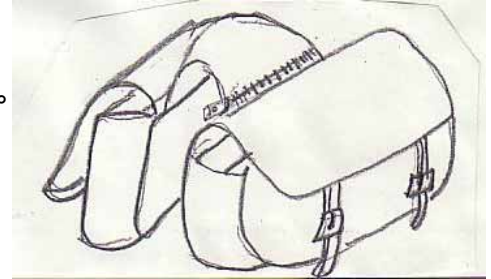
モーターサイクルの後部座席の左右に振り分けて使用するサドルバッグ。

2つのバッグがジッパーを有する「わたり」で結ばれた形状で、その「わたり」の部分をモーターサイクルのシートとリアフェンダーの間で固定して使用する。

サイズ：横幅 430 mm、高さ 270 mm、マチ幅 160 mm

材質：紡織用繊維及び合成皮革

用途：ツーリングの際の携行品を収納及び携帯する。



✚ 分類

関税率表第 4202.92 号（統計番号 4202.92-000）のその他の容器（外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの）

✚ 分類理由

モーターサイクルの部分品及び附属品については、第 87.14 項に規定されておりますが、本品は、モーターサイクルから容易に取り外し、旅行用バッグのように使用できるものですので、モーターサイクルに専ら又は主として使用するものとは認められず、第 17 部注 3 の規定により第 87.14 項には分類されません。したがって、第 42.02 項の外面がプラスチック製又は紡織用繊維製の旅行用バッグ等これらに類する容器として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）